

2027（令和9）年度
群馬県立県民健康科学大学大学院

看護学研究科
（博士前期課程・博士後期課程）

学生募集要項

第1次募集

出願期間 2026年7月21日（火）～8月3日（月）

試験期日 2026年9月5日（土）

予備日 2026年9月6日（日）

（※第1次選抜の結果、募集人員に満たなかった場合、第2次募集を行います。）

第2次募集

出願期間 2027年1月8日（金）～1月19日（火）

試験期日 2027年2月6日（土）

予備日 2027年2月7日（日）

群馬県立県民健康科学大学

〒371-0052 群馬県前橋市上沖町 323 番地の 1
群馬県立県民健康科学大学
電 話 027-235-1211(代)／027-235-1244(教務係直通)
F A X 027-235-2501
E-Mail nyuusi@gchs.ac.jp
U R L <https://www.gchs.ac.jp/>

目 次

◆ 博士前期課程

1	アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）	1
2	募集人員	1
3	選抜の種類	1
4	出願資格	2
5	出願前面談	4
6	受験上及び修学上特別な配慮を必要とする可能性がある入学志願者との事前相談について	4
7	出願資格認定審査	4
8	出願手続	5
9	選抜方法	7
10	合格発表及び合格通知	8
11	入学手続	9
12	試験結果の情報提供	9
13	第2次募集	9
14	入学料及び授業料	10
15	大学院設置基準第14条による特例の適用	11
16	長期履修制度	11
17	奨学金制度	11
18	個人情報保護	11
19	教育課程の概要	12
20	研究指導教員	13

【出願関係添付書類等】

- 入学願書 (様式NM-1)
 - 受験票・写真票
 - 振込依頼書 ※博士前期・後期課程共通
 - 入学試験料の「払込受付証明書（大学提出用）」貼付欄
 - 研究計画書 (様式NM-2)
 - 出願資格認定審査申請書 (様式NM-3)
 - 出願資格認定審査履歴書 (様式NM-4)
 - 自己推薦書 (様式NM-5)
 - 業績レポート (様式NM-6)
 - 受験承諾書 (様式NM-7)
 - 在職承認書 (様式NM-8)
 - 提出書類チェックリスト
 - 宛名用紙（封筒貼付用）
-

◆ 博士後期課程

1	アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）	15
2	募集人員	15
3	選抜の種類	15
4	出願資格	16
5	出願前面談	16
6	受験上及び修学上特別な配慮を必要とする可能性がある入学志願者との事前相談 について	17
7	出願資格認定審査	17
8	出願手続	18
9	選抜方法	20
10	合格発表及び合格通知	22
11	入学手続	22
12	試験結果の情報提供	22
13	第2次募集	23
14	入学料及び授業料	23
15	大学院設置基準第14条による特例の適用	24
16	長期履修制度	24
17	奨学金制度	24
18	個人情報保護	25
19	教育課程の概要	25
20	研究指導教員	26
	試験会場 群馬県立県民健康科学大学案内図	27

【出願関係添付書類等】

- 入学願書 (様式ND-1)
- 受験票・写真票
- 振込依頼書 ※博士前期・後期課程共通
- 入学試験料の「払込受付証明書(大学提出用)」貼付欄
- 研究計画書 (様式ND-2)
- 研究業績調書 (様式ND-3)
- 出願資格認定審査申請書 (様式ND-4)
- 出願資格認定審査履歴書 (様式ND-5)
- 受験承諾書 (様式ND-6)
- 在職承認書 (様式ND-7)
- 提出書類チェックリスト
- 宛名用紙(封筒貼付用)

博士前期課程

1 アドミッション・ポリシー(入学者受入方針)

I 求める学生像

看護学研究科博士前期課程では、本研究科の理念・目的を達成するために、次のような学生を求めています。

1. 看護学を専攻する基盤となる看護専門職者として必要な教養と素養を備えている人
2. 看護学に関連する基礎的な知識・技術及び専門科目の履修に必要な基礎学力・語学力（英語）を備えている人
3. 看護学の充実・発展・革新を志向する看護学研究者を強く志望している人
4. 看護実践者・看護学教員を対象とした教育コーディネーター（SD：スタッフディベロップメント、FD：ファカルティディベロップメント）を強く志望している人

II 入学前に身につけてきてほしいこと

1. 語学（英語）、専門科目を中心とした幅広い基礎学力
2. 看護学に対する深い関心と強い目的意識
3. 課題を自ら見だし解決する意欲
4. 社会へ貢献する意欲

III 入学者選抜の基本方針

一般選抜、社会人特別選抜共通

1. 外国語試験（キャリア開発コースは除く）、小論文試験、出願書類、口述試験により、専門科目を中心とした幅広い学力を評価します。
2. 出願書類を踏まえ、口述試験により、看護学に対する深い関心と強い目的意識を評価します。
3. 出願書類を踏まえ、口述試験により、課題を自ら見だし解決する意欲を評価します。
4. 出願書類を踏まえ、口述試験により、社会へ貢献する意欲を評価します。

2 募集人員

専攻	専攻コース	専攻領域	募集人員	
			一般選抜	社会人特別選抜
看護学専攻	リサーチコース	実践看護学領域 看護教育学領域	4名	若干名
	キャリア開発コース	実践看護学領域 看護教育学領域		

※一般選抜の募集人員には、社会人特別選抜の募集人数「若干名」が含まれます。

3 選抜の種類

リサーチコースは、「一般選抜」と「社会人特別選抜」を行います。出願できるのはいずれか一方であり、出願後に選抜の種類を変更することはできません。また、キャリア開発コースは、「社会人特別選抜」を行います。

4 出願資格

(1) リサーチコース

ア 一般選抜

次の各号のいずれかに該当する者又は 2027 年 3 月 31 日までにいずれかに該当する見込みの者とします。

- ① 学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者
- ② 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- ③ 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- ⑤ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- ⑥ 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- ⑦ 専修学校の専門課程（修業期間が 4 年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- ⑧ 文部科学大臣の指定した者
- ⑨ 次のいずれかに該当する者であって、所定の単位を優秀な成績で修得した者と本学大学院において認めたもの
 - a 大学に 3 年以上在学した者
 - b 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者
 - c 外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者
 - d 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- ⑩ 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により他の大学院に入学した者であって、その後に入学者を本学大学院において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力がある者と認めたもの
- ⑪ 本学大学院において、個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2027 年 3 月 31 日までに 22 歳に達するもの

イ 社会人特別選抜

保健・医療・福祉施設、教育研究機関、官公庁又は企業において専門的な実務経験を有し、常勤で在職している者で、かつ、一般選抜試験出願資格①から⑪までのいずれかに該当するもの

（注）出願資格のうち、「一般選抜」の⑨から⑪により出願を行おうとする者（「社会人特別選抜」において「一般選抜」の⑨から⑪に該当するものとして出願を行おうとする者

を含む。)は、あらかじめ個別の出願資格認定審査を受け、合格した場合に出願することができます。

(2) キャリア開発コース

ア 社会人特別選抜

次の各号のいずれかに該当する者又は 2027 年 3 月 31 日までにいずれかに該当する見込みの者で、かつ保健師・助産師・看護師のいずれかの資格を有し、保健・医療・福祉施設、教育研究機関、官公庁又は企業において専門的な実務経験を有し、常勤で在職している者

- ① 学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者
- ② 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- ③ 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- ⑤ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- ⑥ 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- ⑦ 専修学校の専門課程（修業期間が 4 年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- ⑧ 文部科学大臣の指定した者
- ⑨ 次のいずれかに該当する者であって、所定の単位を優秀な成績で修得した者と本学大学院において認めたもの
 - a 大学に 3 年以上在学した者
 - b 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者
 - c 外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者
 - d 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- ⑩ 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により他の大学院に入学した者であって、その後に入學させる本学大学院において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力がある者と認めたもの
- ⑪ 本学大学院において、個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2027 年 3 月 31 日までに 22 歳に達するもの

(注) 出願資格のうち、⑨から⑪により出願を行おうとする者は、あらかじめ個別の出願資格認定審査を受け、合格した場合に出願することができます。

5 出願前面談

出願希望者は出願前に指導を受けようとする教員に連絡し予約を取り、選抜方法、入学後の履修計画や研究計画について、必ず面談をしてください。

面談期間：随時。ただし、出願資格認定審査が必要な場合（「4 出願資格」⑨から⑩に該当する者）は出願資格認定審査の申請に間に合うように面談を受けてください。

教員については、13～14 ページの「研究指導教員」を参照してください。

連絡先：〒371-0052 群馬県前橋市上沖町 323 番地の 1
群馬県立県民健康科学大学
電話 027-235-1211(代)/027-235-1244 (教務係直通)
F A X 027-235-2501
E-Mail nyuusi@gchs.ac.jp
U R L <https://www.gchs.ac.jp/>

6 受験上及び修学上特別な配慮を必要とする可能性がある入学志願者との事前相談について

障害を有する等、受験上及び修学上特別な配慮を必要とする可能性がある入学志願者は、出願前面談と併せてご相談ください。

なお、相談のため必要に応じて志願者又はその立場を代弁し得る出身学校関係者等に、来学を願うことがあります。

7 出願資格認定審査

一般選抜出願資格又は社会人特別選抜出願資格のうち、⑨から⑩のいずれかにより出願を希望する者は、あらかじめ出願資格の認定審査を受けてください。

(1) 審査方法

出願資格の認定審査は、提出書類の審査により行います。

(2) 提出書類

ア 出願資格のうち、「一般選抜」の⑨又は⑩により出願を行おうとする者（社会人特別選抜の該当者を含む。）は、次の書類を提出してください。

	提出書類名	注意事項
1	出願資格認定審査申請書（様式NM-3）	・別添の様式を使用
2	成績証明書	・在籍又は出身大学長等が作成し、厳封したもの
3	在学（期間）証明書	・在籍又は出身大学長等が作成したもの
4	審査結果通知用返信封筒	・長形3号の封筒に本人の住所、氏名及び郵便番号を明記し、320円切手を貼付したもの

イ 出願資格のうち、「一般選抜」の⑩により出願を行おうとする者（社会人特別選抜の該当者を含む。）は、次の書類を提出してください。

	提出書類名	注意事項
1	出願資格認定審査申請書（様式NM-3）	・別添の様式を使用
2	出願資格認定審査履歴書（様式NM-4）	・別添の様式を使用
3	自己推薦書（様式NM-5）	・別添の様式を使用
4	業績レポート（様式NM-6）	・別添の様式を使用 ・研究論文等の写しを添付
5	審査結果通知用返信封筒	・長形3号の封筒に本人の住所、氏名及び郵便番号を明記し、320円切手を貼付したもの

(3) 申請期間

2026年6月19日（金）から7月6日（月）まで（7月6日付消印有効）

(4) 提出方法

提出書類を封筒に一括封入の上、郵送（簡易書留速達）により提出してください。

(5) 提出先

群馬県立県民健康科学大学 事務局教務係
〒371-0052 前橋市上沖町323番地の1 電話 027-235-1211(代) / 027-235-1244(教務係直通)

(6) 出願資格認定審査結果の通知

出願資格認定審査の結果は、2026年7月16日（木）に本人あてに郵送します。
認定された者は、所定の期間内に出席手続をしてください。

(7) 注意事項

- ① 書類提出後の内容変更は認められません。
- ② 提出された書類は返却できません。
- ③ 審査の必要に応じて、書類の追加提出を求める場合があります。

8 出願手続

(1) 出願書類

出願書類は下表のとおりです。

提出書類名	一般	社会人	該当者	注意事項
①入学願書（様式NM-1）	○	○		・別添の様式を使用
②研究計画書（様式NM-2）	○	○		・別添の様式を使用
③自己推薦書（様式NM-5）		○		・別添の様式を使用 （出願資格認定審査で提出した場合は不要）
④業績レポート（様式NM-6）	○	○		
⑤受験票・写真票	○	○		・別添の様式を使用

⑥入学試験料	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・ 30,000円 ・ 別添の振込依頼書により上記金額を金融機関の窓口で振り込み、「払込受付証明書（大学提出用）」を所定の欄に貼り付けてください。「払込受付証明書（大学提出用）」は金融機関出納印のないもの、金額を訂正したもの、鉛筆書きのものは無効です。なお、別途振込手数料（志願者負担）が発生しますのでご了承ください。また、出願開始日の7日前から振り込みを受付けます。
⑦卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込み証明書	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・ 出身学校長等が作成し、厳封したもの（出願資格認定審査で提出済みの場合は不要） ・ 出願資格②で出願する者は学位授与に関わるすべての学校について提出
⑧学位授与証明書			○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学改革支援・学位授与機構より学位を授与された者のみ提出
⑨短期大学又は専門学校の専攻科の修了（見込み）証明書及び学士の学位授与申請書の受理証明書			○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2027年3月31日までに大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与される見込みの者のみ提出
⑩最終学歴の成績証明書	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・ 出身学校長等が作成し、厳封したもの（出願資格認定審査で提出済みの場合は不要） ・ 出願資格②で出願する者は学位授与に関わるすべての学校について提出
⑪受験承諾書（様式NM-7）			○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例の適用を申請する者のみ提出 ・ 所属長等が作成したもの
⑫在職承認書（様式NM-8）			○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例の適用を申請する者のみ提出 ・ 所属長等が作成したもの
⑬国籍及び在留資格が確認できるもの			○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国籍の者のみ提出
⑭出願資格認定書の写し			○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願資格の認定を受けた者のみ提出
⑮受験票返信用封筒	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・ 長形3号の封筒に本人の住所、氏名及び郵便番号を明記し、320円切手を貼付したもの

(2) 出願期間

2026年7月21日（火）から8月3日（月）まで（8月3日付消印有効）

(3) 出願方法

出願書類を封筒に一括封入の上、宛名用紙を貼り、郵送（簡易書留速達）により提出してください。

(4) 出願先

群馬県立県民健康科学大学 事務局教務係

〒371-0052 前橋市上沖町3 2 3番地の1 電話 027-235-1211(代) / 027-235-1244(教務係直通)

(5) 注意事項

- ① 出願手続後の提出書類の内容変更は認めません。
- ② 提出された書類及び入学試験料は、いかなる理由があっても返却しません。
- ③ 出願書類に虚偽の記載内容があった場合には、入学後においても入学が取り消される場合があります。また、出願書類のうち、外国語で書かれた証明書等には、日本語訳を添付してください。
- ④ 改姓等により証明書等の氏名が異なっている場合は、戸籍抄本を添付してください。
- ⑤ 出願書類受け付け後、志願者には受験票を郵送しますが、9月3日（木）までに到着しない場合は、大学事務局教務係まで連絡してください。

9 選抜方法

(1) 入学者選抜方法

ア リサーチコース

- ① 一般選抜
学力検査（外国語、小論文）、口述試験及び提出書類により総合的に判定します。
- ② 社会人特別選抜
学力検査（外国語、小論文）、口述試験及び提出書類により総合的に判定します。

イ キャリア開発コース

- ① 社会人特別選抜
学力検査（小論文）、口述試験及び提出書類により総合的に判定します。

(2) 学力検査及び口述試験の配点

ア リサーチコース

外国語 100点、小論文 100点、口述試験 100点

イ キャリア開発コース

小論文 150点、口述試験 150点

(3) 試験日程

試験日	試験科目		時間
	リサーチコース	キャリア開発コース	
2026年9月5日（土）	小論文	小論文	9：20～10：50
	外国語		11：10～12：40
	口述試験	口述試験	14：00～

※1 午前9時からガイダンスを開始します。

※2 2026年9月6日（日）は、予備日として試験を行う場合があります。

(4) 試験科目の出題意図

- ① 外国語は、看護学に関する英語の文献を読解できる能力を問います。
- ② 小論文は、看護学に関する専門的知識及び論理的思考力を問います。
- ③ 口述試験は、個別に専門知識や研究計画に関する試問を行い、看護学研究者及び看護学教育実践者としての適性や意欲を審査します。

(5) 試験会場

群馬県立県民健康科学大学

前橋市上沖町 323 番地の 1

※試験会場については、27 ページの大学案内図を参照してください。

(6) 受験上の注意事項

- ① 試験日当日は、受験票を必ず持参してください。
- ② 午前 8 時 50 分までに指定された教室へ入場してください。
- ③ **試験開始後 30 分を超える遅刻をした者については、受験を認めません。**
- ④ 外国語の受験に際しては、英和辞典の持ち込み及び使用を認めます。ただし、電子辞書及び付箋等が貼られている辞書の使用は認めません。
- ⑤ 口述試験は、順に行いますので、試験開始までしばらくお待ち頂くことがあります。
- ⑥ 携帯電話等は、他の受験者の迷惑になるので電源を切っておいてください。
- ⑦ 試験会場は、受験者以外立入禁止です。試験日前日は、受験者についても試験会場への立入りを禁じます。
- ⑧ 上履き、スリッパの持参は不要です。
- ⑨ 試験日当日は大学構内の食堂及び売店は営業しませんので、昼食は各自持参してください。
- ⑩ 受験者の宿泊のあつ旋は行いません。
- ⑪ 台風・雪・地震等による災害、試験実施上の事故等の事情により、試験が所定の期日に実施できない場合又は交通機関の乱れ等による試験開始時刻を変更する場合は下記のサイトで情報提供します。なお、再試験の場合は、原則翌日以降に実施します。

【スマホ・携帯電話サイト】

URL <https://daigakujc.jp/gchs/>

※携帯電話・スマートフォン・パソコンからアクセスできます。



10 合格発表及び合格通知

(1) 発表日時

2026 年 9 月 15 日（火）午前 10 時

(2) 発表方法

群馬県立県民健康科学大学構内掲示板において合格者の受験番号を掲示するとともに、参考として合格者の受験番号を本学のホームページに同日の午前 11 時以降に掲載します。

なお、電話等による合格・不合格の問い合わせには一切応じません。

(3) 合格通知

合格者には発表日付けで合格通知書を郵送します。

(4) 追加合格

追加合格を行う場合、10 月 6 日（火）以降に入学願書に記載された電話番号に連絡します。

1 1 入学手続

(1) 手続期間

2026年9月28日(月)から10月5日(月)まで

(2) 入学手続に必要な書類

合格者に個別に通知します。

(3) 手続方法

郵送(簡易書留速達、2026年10月5日(月)必着)にて手続きを行ってください。
上記期間内に入学手続を完了しない場合、入学辞退として取り扱います。

(4) 書類提出の場所

群馬県立県民健康科学大学 事務局教務係
〒371-0052 前橋市上沖町 323 番地の 1 電話 027-235-1211(代) / 027-235-1244(教務係直通)

1 2 試験結果の情報提供

2027年度入学試験に係る個人別成績について、受験者本人の口頭による申し出により閲覧できます。希望する場合は、受験票を持参の上、本人が直接来学してください。

なお、電話等による問い合わせには一切応じません。

(1) 情報提供内容

- ① 一般選抜 A・B・C・Dのランク(判定結果)
- ② 社会人特別選抜 A・B・C・Dのランク(判定結果)

(2) 情報提供期間及び時間

2026年9月15日(火)から10月14日(水)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までの間(ただし、9月15日は、合格者の受験番号掲示の後)提供します。(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

(3) 情報提供場所

群馬県立県民健康科学大学事務局

1 3 第2次募集

(第2次募集の有無については、2026年10月6日(火)以降に本学ホームページ上で公表します。)

(1) 出願資格認定審査申請期間

2026年12月4日(金)から12月16日(水)まで(12月16日付消印有効)
※郵送(簡易書留速達)により提出してください。

(2) 出願資格認定審査結果の通知

2027年1月7日(木)に本人あて郵送します。

(3) 出願期間

2027年1月8日(金)から1月19日(火)まで(1月19日付消印有効)

(4) 試験日程

試験日	試験科目		時間
	リサーチコース	キャリア開発コース	
2027年2月6日(土)	小論文	小論文	9:20~10:50
	外国語		11:10~12:40
	口述試験	口述試験	14:00~

※1 選抜方法、学力検査及び口述試験の配点、試験科目の出題意図、試験会場、受験上の注意事項は第1次募集と同じです。

※2 2027年2月7日(日)は、予備日として試験を行う場合があります。

(5) 合格発表日時

2027年2月15日(月) 午前10時

(6) 入学手続期間

2027年2月24日(水)から3月3日(水)まで(郵送(簡易書留速達)、3月3日(水)必着)

(7) 試験結果の情報提供期間及び時間

2027年2月15日(月)から3月15日(月)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までの間(ただし、2月15日は、合格者の受験番号掲示の後)提供します。(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

(8) 情報提供場所

群馬県立県民健康科学大学事務局

1.4 入学料及び授業料

(1) 入学料

入学料 282,000円(予定額)

ただし、県内者(2026年9月1日現在(2次募集合格者は2027年2月1日現在)で、本人、配偶者又は一親等の親族のいずれかが引き続き1年以上群馬県内に住所を有している者)は、141,000円とします。

(注1) 上記金額については変更されることがあります。

(注2) 入学料の納入方法の詳細については、合格者に別途通知します。

(2) 授業料

年額 535,800円〔前期分267,900円、後期分267,900円〕(予定額)

(注1) 上記金額については変更されることがあります。在学中に授業料改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

(注2) 授業料の納入方法の詳細については、合格者に別途通知します。

1 5 大学院設置基準第 14 条による特例の適用

保健・医療・福祉施設、教育研究機関、官公庁、企業等で働いている社会人が、その職を継続しつつ本研究科で学びたいとの意欲を有する場合、大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例を受けることができます。当該規定では、「大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。」と定められており、この特例を適用することにより、学生は、それぞれの研究テーマに応じ、指導教員と協議の上、通常の授業形態のほか、夜間授業や春季又は夏季等の休業期間における集中講義等による単位修得の便宜を受けて研究を継続させ、修士論文を作成することができます。

1 6 長期履修制度

長期履修制度とは、学生が職業を有している、あるいは育児・介護等の事情により、標準修業年限（2年）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを認める制度です。なお、修学状況の変動により、長期履修期間を変更することが可能です。ただし、入学後（在学中）に申請の場合は翌年度からの適用になります。

(1) 対象者

職業を有する者等で標準修業年限での修了が困難な者を対象とします。

(2) 長期履修期間

長期履修制度を利用しての履修期間は4年を限度とします。

(3) 申請手続

長期履修を希望する者は、群馬県立県民健康科学大学大学院長期履修規程に基づき、所定の様式による申請書を提出していただきます。具体的な申請手続については、合格後に通知します。

(4) 長期履修が認められた場合の授業料

長期履修が認められた場合、年額の授業料は次のとおり算出します。

群馬県公立大学法人の授業料等に関する規程で定められた金額×標準修業年限（2年）÷許可された修業年限

（例）修業年限が4年で許可された者の授業料の年額

535,800 円(2026 年度授業料)×2 年÷4 年=267,900 円（年額）

※在学中に授業料の改定が行われた場合には、新授業料が適用されます。

1 7 奨学金制度

日本学生支援機構には、学業・人物ともに優れた学生で経済的理由のため修学困難であると認められる者に対し、奨学金を貸与する制度があります。この奨学金は、本人の申請に基づき、学業成績、研究能力及び家庭の経済的事実等を審査し、選考の上、日本学生支援機構に推薦し、決定されるものです。

1 8 個人情報保護

出願書類により出願者から提出された個人情報及び入学試験の実施により取得した受験者の個人情報は、学内で適切に管理の上、入学者の選抜、入学手続、入学者に対する学務業務、学修指導、学生支援、成績追跡調査等に利用します。

1 9 教育課程の概要

看護学研究科博士前期課程には、「リサーチコース」と「キャリア開発コース」があります。両コースは、本研究科に2年以上在籍し、所定の単位（30単位以上）を修得するとともに、必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び最終試験（口頭試問）に合格することが修了要件です。下図を参照ください。

(1) リサーチコース

科学的根拠に基づく看護・教育実践の実現に向けた研究成果を産出するとともに、その活用による質の高い実践を展開できる能力の修得を目指します。

(2) キャリア開発コース

ア 実践看護学領域

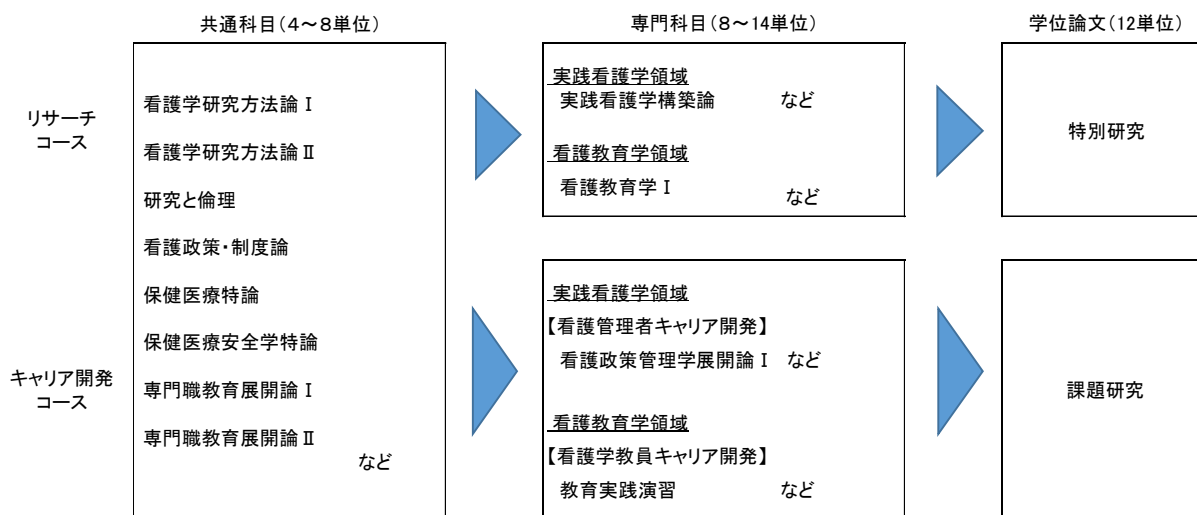
看護管理者キャリア開発コースは、看護職者のキャリア・ディベロップメントに向け、看護を提供するあらゆる場における看護管理を実践できる能力の修得を目指します。このコースは、認定看護管理者認定審査に必要な要件2に相当します。

イ 看護教育学領域

看護学教員キャリア開発コースは、看護学教員や院内教育担当者など教育的な役割を担う看護職者のキャリア・ディベロップメントに向け、看護学教員の教育力、院内教育を企画し実践できる能力の修得を目指します。

このコースは、厚生労働省から専任教員養成講習会の認定を受ける予定です。この養成講習会受講者の要件は下表を参照ください。

【教育課程の概要】



養成講習会受講者の要件

専任教員養成講習会	保健師、助産師若しくは看護師として5年以上業務に従事した者又は保健師、助産師若しくは看護師として3年以上業務に従事し、かつ、大学において教育に関する科目（4単位）を履修して卒業し、若しくは大学院において教育に関する科目（4単位）を履修した者であって、本講習会修了後看護基礎教育に従事する者とする。
-----------	--

20 研究指導教員

出願前に研究指導を志望する教員との面談を申し込んでください。面談に際して、希望する研究テーマの教員がない場合は、研究科長（大澤真奈美教授）に面談（4ページの「5 出願前面談」の項目を参照）を申し込んでください。

※キャリア開発コースを希望する場合、課題研究に取り組む課題・テーマにより希望領域以外の教員が担当することもあります。

領域	担当教員名	職位	研究課題・主な研究テーマ
実践看護学	飯田 苗恵	教授	・在宅看護、難病看護に関わる研究課題 1 訪問看護、退院支援等、在宅看護活動に関する研究 2 難病等在宅療養者への療養生活支援に関する研究 3 地域における医療的ケアの提供に関する研究
	大澤 真奈美	教授	・公衆衛生看護（保健師活動）、乳幼児虐待予防、精神障害者への地域看護に関わる研究課題 1 公衆衛生看護の実践課題に関する研究 2 公衆衛生看護の教育方法に関する研究 3 乳幼児虐待予防に関わる研究 4 精神障害者への地域看護に関する研究
	狩野 太郎	教授	・老年看護学やがん看護に関わる研究課題 1 老年看護学に関する研究 2 認知症に関する研究 3 がん看護に関する研究 4 がん化学療法に伴う味覚変化に関する研究
	櫻井 美和	教授	・小児看護学や小児慢性疾患看護に関わる研究課題 1 小児がん看護に関する研究 2 小児慢性疾患看護に関する研究 3 心身障がいのある子どもと家族への看護に関する研究
	清水 裕子	教授	・看護管理やがん看護に関わる研究課題 1 看護管理に関する研究 2 専門看護師、認定看護師等の人的資源の活用に関する研究 3 がん看護に関する研究
	行田 智子	教授	・妊婦・産婦・褥婦とその家族への看護、育児に関わる研究課題 1 親となる過程を促す妊娠期からの支援に関する研究 2 女性の健康や妊娠期から産褥期の看護ケアに関する研究 3 妊娠期から育児期にある母子と家族への支援に関する研究
	廣瀬 規代美	教授	・成人看護学やがん看護に関わる研究課題 1 機能障害を有するがん患者の看護支援に関する研究 2 がん終末期患者及び家族の看護支援に関する研究 3 生活習慣病を有する患者及び家族の看護支援に関する研究
	宮崎 有紀子	教授	・ヘルスプロモーション、健康づくり支援活動に関わる研究課題 1 生活習慣及び保健行動に関する研究 2 生活習慣要因と健康に関する研究

実践看護学	山崎 博幸	教授	<ul style="list-style-type: none"> ・中枢神経の発達・可塑的変化に関わる研究課題 1 シナプス後部のアクチン細胞骨格に関する研究 2 中枢神経細胞で働く転写調節因子に関する研究 3 神経細胞の発達に関する研究
	上山 真美	准教授	<ul style="list-style-type: none"> ・老年看護学や排泄看護に関わる研究課題 1 病院や在宅、地域など多様な場における排泄看護に関する研究 2 多様な場における認知症高齢者への看護に関する研究 3 高齢者やその家族への看護に関する研究
看護教育学	服部 美香	教授	<ul style="list-style-type: none"> ・看護基礎教育・継続教育の教授活動に関わる研究課題 1 看護職者の問題解決に関する研究 2 院内教育における教授活動に関する研究 3 授業改善に関する研究
	山下 暢子	教授	<ul style="list-style-type: none"> ・看護基礎教育・継続教育、主に看護学実習指導に関わる研究課題 1 看護学実習中の学習活動に関する研究 2 看護学実習中の教授活動に関する研究
	金谷 悦子	准教授	<ul style="list-style-type: none"> ・看護基礎教育・継続教育に関わる研究課題 1 看護職者の教授活動に関する研究 2 看護職者が直面する問題の解決に関する研究 3 看護職者の倫理的行動に関する研究

博士後期課程

1 アドミッション・ポリシー(入学者受入方針)

I 求める学生像

看護学研究科博士後期課程は、本研究科の理念・目的を達成するために、次のような学生を求めています。

1. 看護学を専攻する看護専門職として必要な教養と素養、倫理観を備えている人
2. 看護学に関連する基礎的な研究能力を有し、自律して研究に取り組む姿勢を備えている人
3. 看護学の充実・発展・革新を志向し、高度な専門的知識・技術と教育指導力を備えている人
4. 看護学研究者、看護管理者、看護学教員を強く志望している人
5. 論理的思考と柔軟な発想をもち真理を探求できる人

II 入学前に身につけてきてほしいこと

1. 語学（英語）、専門科目を中心とした高い学力
2. 看護学に対する深い関心と強い目的意識
3. 課題を自ら見だし解決する意欲
4. 社会へ貢献する意欲
5. 研究遂行に必要な自律性・行動力・協調性

III 入学者選抜の基本方針

一般選抜、社会人特別選抜共通

1. 外国語試験、出願書類、口述試験により、語学、専門科目を中心とした高い学力を評価します。
2. 出願書類を踏まえ、口述試験により、看護学に対する深い関心と強い目的意識を評価します。
3. 出願書類を踏まえ、口述試験により、課題を自ら見だし解決する意欲を評価します。
4. 出願書類を踏まえ、口述試験により、社会へ貢献する意欲を評価します。
5. 出願書類を踏まえ、口述試験により、研究遂行に必要な自律性・行動力・協調性を評価します。

2 募集人員

専攻	専攻領域	募集人員	
		一般選抜	社会人特別選抜
看護学専攻	機能発展看護学領域	2名	若干名

※一般選抜の募集人員には、社会人特別選抜の募集人数「若干名」が含まれます。

3 選抜の種類

「一般選抜」と「社会人特別選抜」を行います。出願できるのはいずれか一方であり、出願後に選抜の種類を変更することはできません。

4 出願資格

(1) 一般選抜

出願資格は次の各号のいずれかに該当する者又は 2027 年 3 月 31 までにいずれかに該当する見込みの者とします。

- ① 修士の学位又は専門職学位を有する者
- ② 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ④ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ⑤ 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- ⑥ 外国の学校、出願資格④の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- ⑦ 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第 118 号）
 - ア 大学を卒業し、大学、研究所等において、2 年以上研究に従事した者で、本学大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
 - イ 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2 年以上研究に従事した者で、本学大学院において、当該研究の成果等により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- ⑧ 本大学院において、個別の入学資格審査により修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、2027 年 3 月 31 までに 24 歳に達するもの

(2) 社会人特別選抜

保健・医療・福祉施設、教育研究機関、官公庁又は企業において、専門的な実務経験を有し、常勤で在職している者で、かつ、一般選抜試験出願資格①から⑧までのいずれかに該当するもの

(注) 出願資格のうち「一般選抜」の⑦又は⑧により出願を行おうとする者（「社会人特別選抜」において「一般選抜」の⑦又は⑧に該当するものとして出願を行おうとする者を含む。）は、あらかじめ個別の出願資格認定審査を受け、合格した場合に出願することができます。

5 出願前面談

出願希望者は出願前に指導を受けようとする教員に連絡し予約を取り、選抜方法、入学後の履修計画や研究計画について、必ず面談をしてください。

面談期間：随時。ただし、出願資格認定審査が必要な場合（「4 出願資格」⑦又は⑧に該当する者）は出願資格認定審査の申請に間に合うように面談を受けてください。

教員については、26 ページの「研究指導教員」を参照してください。

連絡先：〒371-0052 群馬県前橋市上沖町 323 番地の 1

群馬県立県民健康科学大学

電話 027-235-1211(代)/027-235-1244 (教務係直通)

F A X 027-235-2501

E-Mail nyuusi@gchs.ac.jp

U R L <https://www.gchs.ac.jp/>

6 受験上及び修学上特別な配慮を必要とする可能性がある入学志願者との事前相談について

障害を有する等、受験上及び修学上特別な配慮を必要とする可能性がある入学志願者は、出願前面談と併せてご相談ください。なお、必要に応じて志願者又はその立場を代弁し得る出身学校関係者等に、来学を願うことがあります。

7 出願資格認定審査

出願資格のうち「一般選抜」の⑦又は⑧により出願を行おうとする者（「社会人特別選抜」において「一般選抜」の⑦又は⑧に該当する者として出願を行おうとする者を含む。）は、あらかじめ出願資格の認定審査を受けてください。

(1) 審査方法

出願資格の認定審査は、提出書類の審査により行います。

(2) 提出書類

- ① 出願資格のうち、「一般選抜」の⑦により出願を行おうとする者（社会人特別選抜の該当者を含む。）は、次の書類を提出してください。

	提出書類名	注意事項
1	出願資格認定審査申請書（様式ND-4）	・別添の様式を使用
2	最終学校卒業証明書	・出身学校長等が作成し、厳封したもの
3	最終学校成績証明書	・出身学校長等が作成し、厳封したもの
4	出願資格認定審査履歴書（様式ND-5）	・別添の様式を使用
5	研究歴証明書	・在籍若しくは在籍した機関の長が作成したもの
6	研究概要報告書	・これまでの研究概要を2,000字程度にまとめ、A4用紙（任意様式）に記載すること
7	自己推薦書	・本研究科を志願した理由を1,000字程度にまとめ、A4用紙（任意様式）に記載すること
8	研究業績調書（様式ND-3）	・別添の様式を使用
9	発表論文	・筆頭論文1編（3部、コピー可）
10	審査結果通知用返信封筒	・長形3号の封筒に本人の住所、氏名及び郵便番号を明記し、320円切手を貼付したもの

- ② 出願資格のうち、「一般選抜」の⑧により出願を行おうとする者（社会人特別選抜の該当者を含む。）は、次の書類を提出してください。

	提出書類名	注意事項
1	出願資格認定審査申請書（様式ND-4）	・別添の様式を使用
2	最終学校卒業証明書	・出身学校長等が作成し、厳封したもの
3	最終学校成績証明書	・出身学校長等が作成し、厳封したもの
4	出願資格認定審査履歴書（様式ND-5）	・別添の様式を使用
5	在職期間等証明書	・実務経験者のみ提出 ・機関の長が作成したもの（任意様式）

6	研究概要報告書	・これまでの研究概要を2,000字程度にまとめ、A4用紙（任意様式）に記載すること
7	自己推薦書	・本研究科を志願した理由を1,000字程度にまとめ、A4用紙（任意様式）に記載すること
8	研究業績調書（様式ND-3）	・別添の様式を使用
9	発表論文	・筆頭論文1編（3部、コピー可）
10	審査結果通知用返信封筒	・長形3号の封筒に本人の住所、氏名及び郵便番号を明記し、320円切手を貼付したもの

(3) 申請期間

2026年6月19日（金）から7月6日（月）まで（7月6日付消印有効）

(4) 提出方法

提出書類を封筒に一括封入の上、郵送（簡易書留速達）により提出してください。

(5) 提出先

群馬県立県民健康科学大学 事務局教務係
〒371-0052 前橋市上沖町323番地の1 電話 027-235-1211(代) / 027-235-1244(教務係直通)

(6) 出願資格認定審査結果の通知

出願資格認定審査の結果は、2026年7月16日（木）に本人あてに郵送します。
認定された者は、所定の期間内に出席手続をしてください。

(7) 注意事項

- ① 書類提出後の内容変更は認められません。
- ② 提出された書類は返却できません。
- ③ 審査の必要に応じて、書類の追加提出を求める場合があります。

8 出願手続

(1) 出願書類

出願書類は下表のとおりです。

提出書類名	一般	社会人	該当者	注意事項
①入学願書（様式ND-1）	○	○		・別添の様式を使用
②修士の学位論文等	○	○		・修士学位又は専門職学位を有する者は、修士論文の写し1部及びその要旨1部を提出。修士論文要旨は、修士論文の内容を2,000字程度にまとめ、A4用紙（任意様式）に記載すること。 ・修士学位又は専門職学位を取得する見込みの者は、研究経過報告書（研究計画及び修士論文の進捗状況）を2,000字程度にまとめ、A4用紙（任意様式）に記載すること。 ・出願資格認定審査を受けた者は提出不要

③自己推薦書	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・本研究科を志願した理由を1,000字程度にまとめ、A4用紙（任意様式）に記載すること。 ・出願資格認定審査を受けた者は提出不要
④研究計画書（様式ND-2）	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・別添の様式を使用（2,000字程度）
⑤研究業績調書（様式ND-3）	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・別添の様式を使用 ・出願資格認定審査を受けた者は提出不要
⑥受験票・写真票	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・別添の様式を使用
⑦入学試験料	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・30,000円 ・別添の振込依頼書により上記金額を金融機関の窓口で振り込み、「払込受付証明書（大学提出用）」を所定の欄に貼り付けてください。「払込受付証明書（大学提出用）」は金融機関出納印のないもの、金額を訂正したもの、鉛筆書きのものは無効です。なお、別途振込手数料（志願者負担）が発生しますのでご了承ください。また、出願開始日の7日前から振り込みを受付けます。
⑧修士の修了証明書又は修了見込み証明書	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・出身学校長等が作成し、厳封したもの ・出願資格認定審査を受けた者は提出不要
⑨修士の学位授与証明書			○	<ul style="list-style-type: none"> ・大学改革支援・学位授与機構より学位を授与された者のみ提出
⑩修士の修了（見込み）証明書及び修士の学位授与申請書の受理証明書			○	<ul style="list-style-type: none"> ・2027年3月31日までに大学改革支援・学位授与機構から修士の学位を授与される見込み者のみ提出
⑪修士の成績証明書	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・出身大学長等が作成し厳封したもの ・出願資格認定審査を受けた者は提出不要
⑫受験承諾書（様式ND-6）		○		<ul style="list-style-type: none"> ・大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例の適用を申請する者のみ提出 ・所属長等が作成したもの
⑬在職承認書（様式ND-7）		○		<ul style="list-style-type: none"> ・大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例の適用を申請する者のみ提出 ・所属長等が作成したもの
⑭在職期間等証明書		○		<ul style="list-style-type: none"> ・社会人特別選抜において出願を行おうとする者が提出 ・所属長等が作成したもの（任意様式） ・出願資格認定審査で提出済みの場合は不要
⑮国籍及び在留資格が確認できるもの			○	<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍の者のみ提出

⑯出願資格認定書の写し			○	・出願資格の認定を受けた者のみ提出
⑰受験票返信用封筒	○	○		・長形3号の封筒に本人の住所、氏名及び郵便番号を明記し、320円切手を貼付したもの

(2) 出願期間

2026年7月21日(火)から8月3日(月)まで(8月3日消印有効)

(3) 出願方法

出願書類を封筒に一括封入の上、宛名用紙を貼り、郵送(簡易書留速達)により提出してください。

(4) 出願先

群馬県立県民健康科学大学 事務局教務係
〒371-0052 前橋市上沖町323番地の1 電話 027-235-1211(代)/027-235-1244(教務係直通)

(5) 注意事項

- ① 出願手続後の提出書類の内容変更は認めません。
- ② 提出された書類及び入学試験料は、いかなる理由があっても返却しません。
- ③ 出願書類に虚偽の記載内容があった場合には、入学後においても入学が取り消されることがあります。また、出願書類のうち、外国語で書かれた証明書等には、日本語訳を添付してください。
- ④ 改姓等により証明書等の氏名が異なっている場合は、戸籍抄本を添付してください。
- ⑤ 出願書類受け付け後、志願者には受験票を郵送しますが、9月3日(木)までに到着しない場合は、大学事務局教務係まで連絡してください。

9 選抜方法

(1) 入学者選抜方法

- ① 一般選抜
学力検査(外国語)、口述試験及び提出書類により総合的に判定します。
- ② 社会人特別選抜
学力検査(外国語)、口述試験及び提出書類により総合的に判定します。

(2) 学力検査及び口述試験の配点

学力検査(外国語) 100点、口述試験 100点

(3) 試験日程

試験日	試験科目	時間
2026年9月5日(土)	外国語	11:10~12:40
	口述試験	14:00~

- ※1 試験に先立ち、午前10時45分からガイダンスを実施します。
- ※2 口述試験は、博士前期課程に引き続いて行います。
- ※3 2026年9月6日(日)は、予備日として試験を行う場合があります。

(4) 試験科目の出題意図

- ① 外国語は、英語文献を読解できる能力を問います。
- ② 口述試験は、受験者が、㊦修士論文等これまでの研究概要、㊧今後の研究計画について10分程度の発表をした後、質疑応答を行います。発表では、時間内に研究概要・今後の計画を分かりやすく相手に伝えられる表現力・論理性などを判定します。質疑応答では専門知識や研究能力を問うだけでなく、受験者の人物像を知ることによって看護学のリーダーとしての資質や適性を判定します。

(5) 試験会場

群馬県立県民健康科学大学

前橋市上沖町 323 番地の 1

※試験会場については、27 ページの大学案内図を参照してください。

(6) 受験上の注意事項

- ① 試験日当日は、受験票を必ず持参してください。
- ② 午前 10 時 35 分までに指定された教室へ入場してください。
- ③ **試験開始後 30 分を超える遅刻をした者については、受験を認めません。**
- ④ 外国語の受験に際しては、英和辞典の持ち込み及び使用を認めません。ただし、電子辞書及び付箋等が貼られている辞書の使用は認めません。
- ⑤ 口述試験の際に、PC を用いてプレゼンテーションを行う場合は、以下の㊦または㊧のいずれかの方法によりデータを準備してください。なお、いずれの方法においても、発表時間中の PC 操作は、各自により行ってください。
 - ㊦ 各自の PC 持ち込みによりプレゼンテーションを行う場合は、PC の機種、OS 及びアプリケーションソフトの種類は自由とする。プロジェクターへの接続ケーブルは一般的な外部出力端子である HDMI 端子を準備しているので、変換コネクタが必要な場合は各自持参してください。
 - ㊧ USB メモリを用いてプレゼンテーションデータを持参する場合は、必ず事前に各自でウイルスチェックを実施しておいてください。口述試験室には、Windows 版 PowerPoint 2019 又は 2021 (OS はいずれも Windows 11) を設置しておくので、データの読み込みは各自の操作により行ってください。なお、CD や DVD によるデータの持参は不可とします。
- ⑥ 携帯電話等は、他の受験者の迷惑になるので電源を切っておいてください。
- ⑦ 試験会場は、受験者以外立入禁止です。試験日前日は、受験者についても試験会場への立入りを禁じます。
- ⑧ 上履き、スリッパの持参は不要です。
- ⑨ 試験日当日は大学構内の食堂及び売店は営業しませんので、昼食は各自持参してください。
- ⑩ 受験者の宿泊のあつ旋は行いません。
- ⑪ 台風・雪・地震等による災害、試験実施上の事故等の事情により、試験が所定の期日に実施できない場合又は交通機関の乱れ等による試験開始時刻を変更する場合は下記のサイトで情報提供します。なお、再試験の場合は、原則翌日以降に実施します。

【スマホ・携帯電話サイト】

URL <https://daigaku.jc.jp/gchs/>

※携帯電話・スマートフォン・パソコンからアクセスできます。



1 0 合格発表及び合格通知

(1) 発表日時

2026年9月15日（火）午前10時

(2) 発表方法

群馬県立県民健康科学大学構内掲示板において合格者の受験番号を掲示するとともに、参考として合格者の受験番号を本学のホームページに同日の午前11時以降に掲載します。

なお、電話等による合格・不合格の問い合わせには一切応じません。

(3) 合格通知

合格者には発表日付けで合格通知書を郵送します。

(4) 追加合格

追加合格を行う場合、10月6日（火）以降に入学願書に記載された電話番号に連絡します。

1 1 入学手続

(1) 手続期間

2026年9月28日（月）から10月5日（月）まで

(2) 入学手続に必要な書類

合格者に個別に通知します。

(3) 手続方法

郵送（簡易書留速達、2026年10月5日（月）必着）にて手続きを行ってください。

上記期間内に入学手続を完了しない場合、入学辞退として取り扱います。

(4) 書類提出の場所

群馬県立県民健康科学大学 事務局教務係

〒371-0052 前橋市上沖町 323 番地の 1 電話 027-235-1211(代) / 027-235-1244(教務係直通)

1 2 試験結果の情報提供

2027年度入学試験に係る個人別成績について、受験者本人の口頭による申し出により閲覧できます。希望する場合は、受験票を持参の上、本人が直接来学してください。

なお、電話等による問い合わせには一切応じません。

(1) 情報提供内容

① 一般選抜 A・B・C・Dのランク（判定結果）

② 社会人特別選抜 A・B・C・Dのランク（判定結果）

(2) 情報提供期間及び時間

2026年9月15日（火）から10月14日（水）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までの間（ただし、9月15日は、合格者の受験番号掲示の後）提供します。（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）

(3) 情報提供場所

群馬県立県民健康科学大学事務局

1 3 第2次募集

(第2次募集の有無については、2026年10月6日(火)以降に本学ホームページ上で公表します。)

(1) 出願資格認定審査申請期間

2026年12月4日(金)から12月16日(水)まで(12月16日付消印有効)

※郵送(簡易書留速達)により提出してください。

(2) 出願資格認定審査結果の通知

2027年1月7日(木)に本人あて郵送します。

(3) 出願期間

2027年1月8日(金)から1月19日(火)まで(1月19日付消印有効)

(4) 試験日程

試験日	試験科目	時間
2027年2月6日(土)	外国語	11:10~12:40
	口述試験	14:00~

※1 選抜方法、学力検査及び口述試験の配点、試験科目の出題意図、試験会場、受験上の注意事項は第1次募集と同じです。

※2 2027年2月7日(日)は、予備日として試験を行う場合があります。

(5) 合格発表日時

2027年2月15日(月)午前10時

(6) 入学手続期間

2027年2月24日(水)から3月3日(水)まで(郵送(簡易書留速達)、3月3日(水)必着)

(7) 試験結果の情報提供期間及び時間

2027年2月15日(月)から3月15日(月)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までの間(ただし、2月15日は、合格者の受験番号掲示の後)提供します。(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

(8) 情報提供場所

群馬県立県民健康科学大学事務局

1 4 入学料及び授業料

(1) 入学料

入学料 282,000円(予定額)

ただし、県内者(2026年9月1日現在(2次募集合格者は2027年2月1日現在)で、本人、配偶者又は一親等の親族のいずれかが引き続き1年以上群馬県内に住所を有している者)は、141,000円とします。

(注1) 上記金額については変更されることがあります。

(注2) 入学料の納入方法の詳細については、合格者に別途通知します。

(注3) 本学大学院博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に進学する者については不要です。

(2) 授業料

年額 535,800 円〔前期分 267,900 円、後期分 267,900 円〕（予定額）

(注1) 上記金額については変更されることがあります。在学中に授業料改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

(注2) 授業料の納入方法の詳細については、合格者に別途通知します。

1 5 大学院設置基準第 14 条による特例の適用

保健・医療・福祉施設、教育研究機関、官公庁、企業等で働いている社会人が、その職を継続しつつ本研究科で学びたいとの意欲を有する場合、大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例を受けることができます。当該規定では、「大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。」と定められており、この特例を適用することにより、学生は、それぞれの研究テーマに応じ、指導教員と協議の上、通常の授業形態のほか、夜間授業や春季又は夏季等の休業期間における集中講義等による単位修得の便宜を受けて研究を継続させ、博士論文を作成することができます。

1 6 長期履修制度

長期履修制度とは、学生が職業を有している、あるいは育児・介護等の事情により、標準修業年限（3 年）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを認める制度です。なお、修学状況の変動により、長期履修期間を変更することが可能です。ただし、入学後（在学中）に申請の場合は翌年度からの適用になります。

(1) 対象者

職業を有する者等で標準修業年限での修了が困難な者を対象とします。

(2) 長期履修期間

長期履修制度を利用しての履修期間は 6 年を限度とします。

(3) 申請手続

長期履修を希望する者は、群馬県立県民健康科学大学大学院長期履修規程に基づき、所定の様式による申請書を提出していただきます。具体的な申請手続については、合格後に通知します。

(4) 長期履修が認められた場合の授業料

長期履修が認められた場合、年額の授業料は次のとおり算出します。

群馬県公立大学法人の授業料等に関する規程で定められた金額×標準修業年限（3 年）÷許可された修業年限

（例）修業年限が 6 年で許可された者の授業料の年額

535,800 円(2026 年度授業料)×3 年÷6 年=267,900 円（年額）

※在学中に授業料の改定が行われた場合には、新授業料が適用されます。

1 7 奨学金制度

日本学生支援機構には、学業・人物ともに優れた学生で経済的理由のため修学困難であると認められる者に対し、奨学金を貸与する制度があります。この奨学金は、本人の申請に基づき、学業成績、研究能力及び家庭の経済的事情等を審査し、選考の上、日本学生支援機構に推薦し、決定されるものです。

1 8 個人情報保護

出願書類により出願者から提出された個人情報及び入学試験の実施により取得した受験者の個人情報は、学内で適切に管理の上、入学者の選抜、入学手続、入学者に対する学務業務、学修指導、学生支援、成績追跡調査等に利用します。

1 9 教育課程の概要

看護学研究科博士後期課程は、「機能発展看護学領域」のみであり、修士課程において専攻した領域に関わらず、看護学を専攻する看護専門職として必要な基礎的能力の修得に関わる専門科目、質の高い教育の提供に必要な基礎的能力の修得に関わる専門科目、学生が博士後期課程修了時に具備すべき特性の修得に関わる専門科目を設定しています。また、診療放射線学研究科との共通科目があります。

科目区分		授業科目の名称	単位数
共通科目		○保健医療組織管理学特論	2
専門科目	必修科目	看護政策管理学特論	2
		看護教育学特論	2
		実践看護学特論	2
	選択科目	看護専門職の役割と責務	2
		倫理学特別演習	2
		プレFD特別演習（大学教員としての基礎）	2
特別研究		特別研究Ⅱ	6

○印の科目は診療放射線学研究科との共通科目です。

修了要件は、原則として本研究科に3年以上在籍し、所定の単位（16単位以上）を修得するとともに、必要な研究指導を受けた上で博士論文の審査及び最終試験（口頭試問）に合格することです。

履修方法は以下のとおりです。

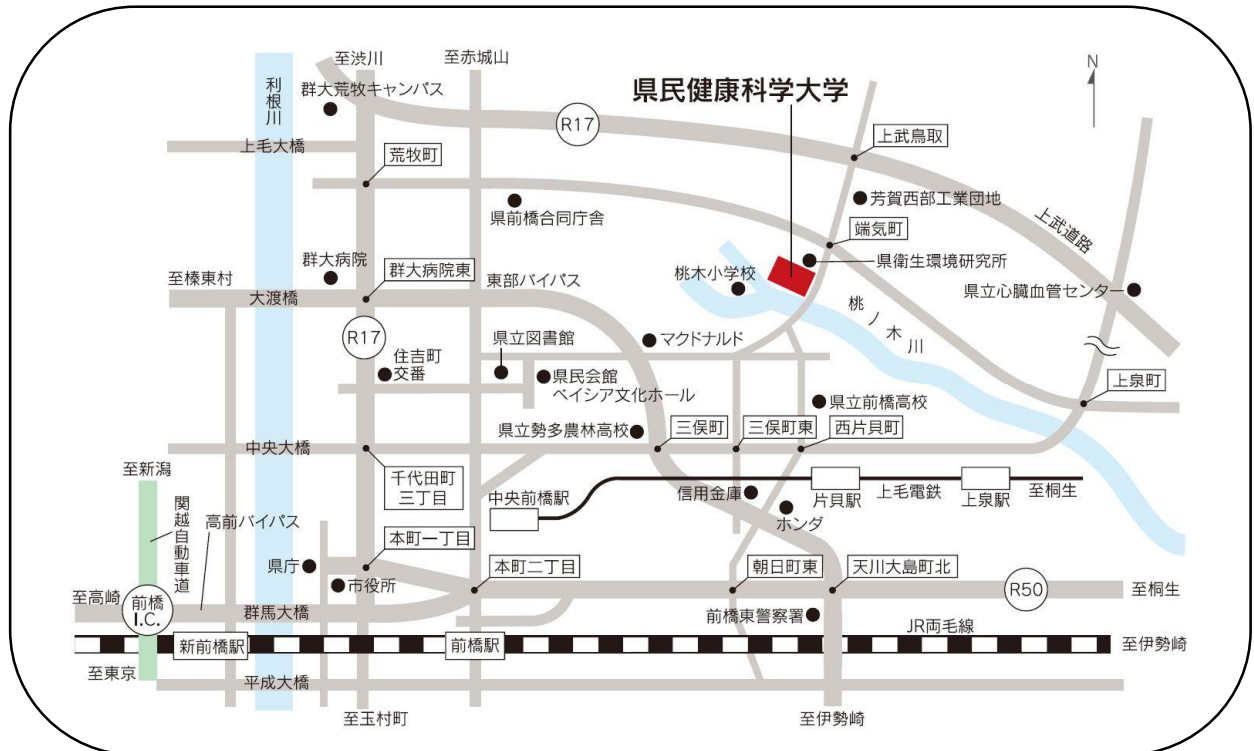
- ①【共通科目】1科目または【専門科目】の選択科目3科目から、計4単位以上履修します。
- ②【専門科目】の必修科目から3科目、計6単位を履修します。
- ③【特別研究】6単位を履修します。

20 研究指導教員

出願前に研究指導を志望する教員との面談を申し込んでください。面談に際して、希望する研究テーマの教員がない場合は、研究科長（大澤真奈美教授）に面談（16 ページの「5 出願前面談」の項目を参照）を申し込んでください。

領域	担当教員名	職位	研究課題・主な研究テーマ
機能発展 看護学	飯田 苗恵	教授	・在宅看護、難病看護に関わる研究課題 1 訪問看護、退院支援等、在宅看護活動に関する研究 2 難病等在宅療養者への療養生活支援に関する研究 3 地域における医療的ケアの提供に関する研究
	大澤 真奈美	教授	・公衆衛生看護（保健師活動）、精神障害者への地域看護に関わる研究課題 1 公衆衛生看護の実践課題に関する研究 2 公衆衛生看護の教育方法に関する研究 3 乳幼児児童虐待予防に関わる研究 4 精神障害者への地域看護に関する研究
	狩野 太郎	教授	・老年看護学やがん看護に関わる研究課題 1 老年看護学に関する研究 2 認知症に関する研究 3 がん看護に関する研究 4 がん化学療法に伴う味覚変化に関する研究
	服部 美香	教授	・看護継続教育に関わる研究課題 1 看護職者の実践の質向上に関する研究 2 院内教育における教授活動に関する研究
	行田 智子	教授	・妊婦・産婦・褥婦とその家族への看護、育児に関わる研究課題 1 妊娠期から育児期にある夫婦と家族への支援に関する研究 2 女性の健康や妊娠期から産褥期の看護ケアに関する研究 3 妊娠期や育児期の支援を行う看護職に関する研究
	廣瀬 規代美	教授	・成人看護学やがん看護に関わる研究課題 1 機能障害を有するがん患者の看護支援に関する研究 2 がん終末期患者及び家族の看護支援に関する研究 3 生活習慣病を有する患者及び家族の看護支援に関する研究
	宮崎 有紀子	教授	・ヘルスプロモーション、健康づくり支援活動に関わる研究課題 1 生活習慣および保健行動に関する研究 2 生活習慣要因と健康に関する研究
	山崎 博幸	教授	・中枢神経の発達・可塑的変化に関わる研究課題 1 シナプス後部のアクチン細胞骨格に関する研究 2 中枢神経細胞で働く転写調節因子に関する研究 3 神経細胞の発達に関する研究
	山下 暢子	教授	・看護基礎教育・継続教育、主に看護学実習指導に関わる研究課題 1 看護学実習中の学習活動に関する研究 2 看護学実習中の教授活動に関する研究

案内図



<公共交通機関>

- JR「前橋駅」北口6番乗り場から永井バス「小坂子」又は「菰窪公園」行き約15分、「県民健康科学大学前」下車
- 上毛電鉄「片貝駅」から徒歩約15分

<自家用車>

- 国道50号から「朝日町東」交差点より約2.5キロ
- 国道17号から「荒牧町」交差点より約4.5キロ、県道前橋赤堀線「端気町」交差点より南に200メートル

試験に関する問い合わせ先



群馬県立県民健康科学大学 事務局教務係

〒 371-0052 群馬県前橋市上沖町 323-1

T E L 027-235-1211(代) / 027-235-1244(教務係直通)

F A X 027-235-2501

E-Mail nyuusi@gchs.ac.jp

U R L <https://www.gchs.ac.jp/>